

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

提出日 令和 年 月 日 滋賀県湖南市長 殿		整理番号	
住所 (住民税が課税される住所)	フリガナ		
	氏名		
	個人番号		
電話番号	性別		
	生年月日		

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合は、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

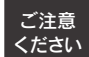
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

下記書類が確認できるように、コピーして、貼り付けてください。

※重ならないように四隅をテープで貼ってください。


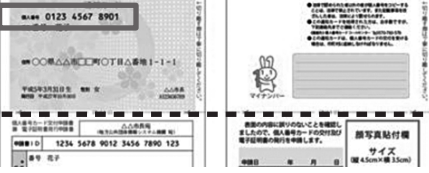
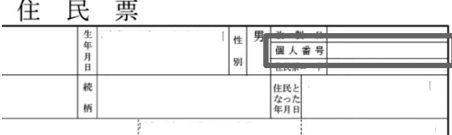
※確認書類の氏名・住所・生年月日・個人番号・性別を確認できる状態で貼り付けてください。

① 個人番号確認書類	② 本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面 ↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓ ・マイナンバー通知カード  通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。 ・個人番号が記載された住民票 <p>上記いずれかのコピー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型) ・在留カード ・特別永住者証明書 <p>上記いずれかの顔写真付き書類のコピー</p> <p>※上記をお持ちでない場合は、別紙説明書をご確認の上、必要書類をコピーして貼り付けてください。</p>

※寄附をした年の 翌年1月10日(必着)まで にご提出ください。

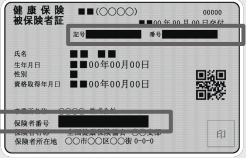
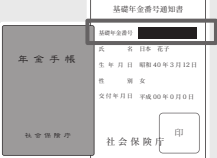
整理番号 _____ 氏名 _____

■個人番号の記載場所・各注意点 (……個人番号記載箇所)

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
		
<p>個人番号は裏面に記載されています。</p>	<p>交付申請書（キリトリ線より下部分）に記載の個人IDは個人番号ではありません。 また、交付申請書は提出の必要はありません。</p>	<p>自治体により書式が違います。個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。</p>

※個人番号は上記3種類の書類いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておられません。

■被保険者証や、年金手帳の写しを送付される場合の注意点 (……塗り潰し必要箇所)

【健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合】
 保険者番号及び、被保険者等記号・番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

【年金手帳の写しを送付される場合】
 基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

※顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、2種類以上の本人確認書類が必要です。

申請書下部の貼り付け位置に入りきらない書類を、重ならないように貼り付けてください。

※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けせず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

貼り付け位置
貼り付け位置

※寄附をした年の **翌年1月10日(必着)まで** にご提出ください。

⑤のりしろ

⑤のりしろ

⑧のりしろ

最後に中身を入れて⑦⑧⑨のりづけ

①山折り

⑦のりしろ

②山折り

5203288

(受取人)
滋賀県

湖南市役所総合政策部
一丁目一番地

地域創生推進課
行

- ①山折り
- ④山折り
- 【返信用封筒の作り方】
1. 山折り線を①→②
 2. 一度開き、⑤のりしろ、⑥のりしろ、⑦のりしろ、⑧のりしろ、⑨のりしろ部分のりづけします。
 3. 送付するものを②→③→④の順に山折りします。
 4. ⑦のりしろ、⑧のりしろ、⑨のりしろ部分のりづけします。
 5. きちんと封かんさせられているかご確認ください。

おそれいりますが
切手をお貼り
ください

(差出人)	
氏名	住所
	〒

④折って開く

⑥ ↓のりづけ

⑥のりしろ

③山折り

②山折り

③山折り

⑨ ←のりづけ

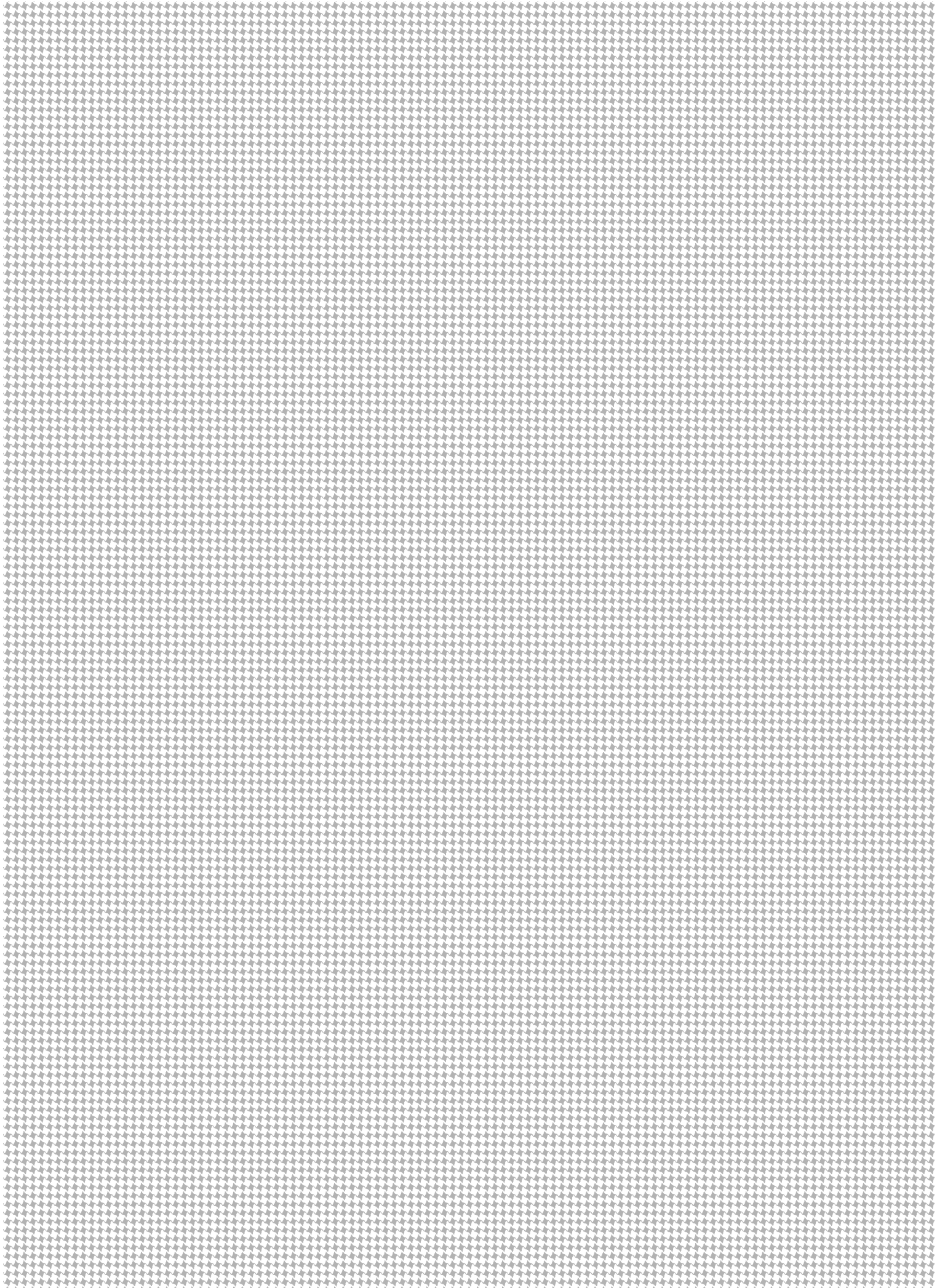
⑨のりしろ

*ワンストップ特例申請書の送付以外の用途には、使用しないでください

*本封筒は普通郵便での郵送となります。郵便の到着確認が必要な方は簡易書留でご郵送ください。なお、その際の郵便料は自己負担となります

*この封筒が透ける場合や丈夫さに欠けるなど、ご心配な方はご自身で封筒をご用意ください。

＜令和 年分＞



透け防止用紙

封筒からの透け防止に、書類を包むための紙としてご利用ください

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について

太枠内の記載内容に誤りがないかをご確認ください。
誤りがある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。

該当寄附の申請書を既にご提出済みの場合は、
ご提出いただく必要はございません。

自治体名をご確認ください。

押印は不要です。

個人番号(12桁)を
ご記入ください。

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で 発行日 令和 年 月 日 ふるさと市長 殿		整理番号	202006029130
〒 810- 0001 0003 福岡県 天神通 福岡市中央区美目寺 3-6-15	フリガナ	キフシャ タロウ	
電話番号 08012345678	氏名	寄附者 太郎	
	個人番号		
	性別	男	
	生年月日	昭和43年5月1日	

寄附をした翌年 1 月 1 日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。

内容に間違いがあった場合は訂正箇所にて二重線を引いて訂正してください。

※1 この修正による、返礼品の配送先変更や書類の送付先変更はお受けできません
のでご注意ください。返礼品の配送先変更や書類の送付先変更をご希望の方は、
別途ご連絡ください。

※2 記載された住所の市町村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います。

金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村住民税・道府県住民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法別則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法別則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

下記書類が確認できるように、コピーして、貼り付けてください。

※重ならないように四隅を
※確認書類の氏名・住所・生

確認書類は両方とも必要です。

個人番号(12桁)の記載が
ある書類のコピーを添付し
てください。

① 個人番号確認書類 マイナンバーカード(裏面) <small>※個人番号のある面</small> マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓ マイナンバー通知カード <small>通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。</small> ・個人番号が記載された住民票 上記いずれかのコピー	② 本人確認書類 ・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型) ・在留カード ・特別永住者証明書 上記いずれかの顔写真付き書類のコピー <small>※上記をお持ちでない場合は、別紙説明書をご確認の上、必要書類をコピーして貼り付けてください。</small>
---	--

本人確認ができる書類の
コピーを添付してください。

※寄附をした年の 翌年1月10日(必着)まで にご提出ください。

確認書類追加貼り付け用紙

受付No. _____

個人番号確認書類 本人氏名 _____ マイナンバー(通知カード) _____ 住所 _____

申請書下部の貼り付け位置に入り切らない書類を、重ならないように貼り付けてください。

※寄附をした年の 翌年1月10日(必着)まで にご提出ください。

確認書類貼付け用紙

申請書の貼り付け欄に入り切らない確認書類は、
同封の確認書類貼付け用紙に添付してください。

■ 確認書類追加貼り付け用紙に貼り付けできない場合

住民票など、貼付けができない場合は、別紙にて送付をお願いします。

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書 5つの注意点

1	当該寄附の申請書を既にご提出済みの場合、再提出は不要です。 ※すでにご自身でサイトより書類をダウンロードし郵送済みの方は、本書類同封の申請書の提出は不要です。
2	申請書の記載内容に誤りがある際は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。 ※ワンストップ特例申請書に記載された住所の市町村をもとに、税額控除通知を行います。申請書の住所欄が、住民税課税住所であることをご確認ください。
3	自治体名をご確認ください。 ※他自治体宛の申請書では受付することができません。
4	確認書類は正しい組み合わせ（下記記載の3パターンのいずれか）でご用意ください。 ※必ず個人番号確認書類 1 種類、本人確認書類（写真付きなら 1 種類、写真なしなら 2 種類）の提出をお願いします。 ※住民票を個人番号確認書類として提出する場合、マイナンバーの記載された住民票をご準備ください。
5	切り取った確認書類は、めくれないようにテープ、又はのりで貼り付けてください。 個人番号確認書類の場合：必ず個人番号が表記された面を表にして貼り付けてください。 本人確認書類の場合：必ず氏名・生年月日が表記された面を表にして貼り付けてください。

カンタン! 確認書類確認チャート

マイナンバーカードをお持ちですか

はい

いいえ

公的機関発行の顔写真付き本人確認書類をお持ちですか



はい

いいえ

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 在留カード
- ・ 療育手帳
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

パターン A



1. マイナンバーカード（写し）（両面）

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード（写し）（裏面）	マイナンバーカード（写し）（表面）
 <p>ICチップが付いています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>顔写真が付いています</p> <p>「個人番号カード」と記載されています</p>
<p>両面をコピーして、それぞれを申請書へ貼り付けてご提出ください</p>	

パターン B

1. マイナンバー通知カード（写し）もしくは住民票（マイナンバー記載あり）（写し）



2. 免許証（写し）もしくはパスポート（写し）等の顔写真付き書類

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード（写し）もしくは住民票（マイナンバー記載あり）（写し）	免許証（写し）もしくはパスポート（写し）等
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>写真がある面をコピーしてください</p>
<p>それぞれコピーして、申請書へ貼り付けてご提出ください</p> <p>※本人確認書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。 ※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。</p>	

パターン C

1. マイナンバー通知カード（写し）もしくは住民票（マイナンバー記載あり）（写し）

2. 健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類2点以上の写し

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード（写し）もしくは住民票（マイナンバー記載あり）（写し）	健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類2点以上の写し
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	<p>2点以上 必要になります</p> 
<p>それぞれコピーして、申請書へ貼り付けてご提出ください</p> <p>※「2」に該当する本人確認書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。 ※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。</p> <p>※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。姓変更時のご氏名の確認、申請書の住所に明らかな欠損等があった際の確認に利用します。</p>	

書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知について

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。

ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。